

○国立大学法人埼玉大学招へい外国人研究者受入規則

〔平成16年4月1日〕
規則第30号

改正	平成16.10.1	16規則171	平成17.1.1	16規則189
	平成18.6.8	18規則113	平成19.4.1	19規則33
	平成20.3.1	19規則97	平成20.8.7	20規則80
	平成20.12.26	20規則117	平成21.2.26	20規則128
	平成24.9.25	24規則34	平成25.9.30	25規則15
	平成26.3.28	25規則57	平成27.3.20	26規則92
	平成28.3.29	27規則80	令和2.3.26	元規則42
	令和4.3.17	3規則40	令和6.3.28	5規則74
	令和7.4.24	7規則5		

(趣旨)

第1条 本学における外国人の研究者（外国人教師を除く。以下「招へい外国人研究者」という。）の受入れは、この規則の定めるところによる。

(定義・資格)

第2条 この規則で「招へい外国人研究者」とは、次の各号に掲げる者で、本学の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する資格を有する者又はこれに相当する研究業績を有すると認められる者をいう。

- (1) 独立行政法人日本学術振興会業務方法書に基づく外国人研究者
- (2) 独立行政法人国際交流基金業務方法書に基づく外国人研究者
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構帰国外国人留学生短期研究制度実施要項に基づく外国人研究者
- (4) 外国政府、国際機関その他公的機関の交流事業に基づく外国人研究者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本学における学術研究の国際交流を推進する上で適当な外国人研究者

(受入条件)

第3条 招へい外国人研究者の受入れに当たっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 招へい外国人研究者は、あらかじめ定められた研究計画に従い、研究に従事しなければならない。
- (2) 招へい外国人研究者は、原則として、実験に要する実費を負担しなければならない。
- (3) 招へい外国人研究者は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(受入決定)

第4条 招へい外国人研究者の受入れの決定は、教育学部、人文社会科学研究科、理工学研究科、基盤教育研究センター、英語教育開発センター、日本語教育センター、多文化共修センター、研究推進室、オープンイノベーションセンター、先端産業国際ラボラトリー、科学分析支援センター、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部（以下「部局」という。）における招

へい外国人研究者の受入れに係る適否を審議する組織（以下「審議機関」という。）の議を経て、当該部局の長が行う。

（受入決定報告）

第5条 部局の長は、招へい外国人研究者の受入れを決定したときは、招へい外国人研究者受入調書（別紙様式1）により、速やかにその旨を学長に報告するものとする。

2 部局の長は、前項に規定する招へい外国人研究者受入調書の記載事項に変更が生じたときは、その旨を学長に報告するものとする。

（受入期間）

第6条 招へい外国人研究者として研究に従事する期間は、1年以内とする。

2 部局の長は、研究の継続が必要と認められるときは、受入期間を延長することができる。ただし、前項に規定する期間と併せて2年以内とする。

3 受入期間の延長に係る手続きについては、第4条及び第5条の規定を準用する。

（受入教員）

第7条 部局の長は、招へい外国人研究者の受入れに当たっては、当該部局の教員のうちから受入教員を定めるものとする。

2 受入教員は、招へい外国人研究者の本学における研究活動に対して助言及び協力を行う。

（招へい教授の称号の授与）

第8条 学長は、招へい外国人研究者のうち、次の各号に該当する者で適当と認められる者に対しては、当該部局の審議機関の議を経て、埼玉大学招へい教授（以下「招へい教授」という。）の称号を付与することができる。

(1) 本学の教授と同等以上の資格があると認められる者

(2) 受入期間が引き続き3ヶ月以上の者

2 部局の長は、招へい教授の推薦を決定したときは、埼玉大学招へい教授推薦書（別紙様式2）により、学長に推薦するものとする。

3 学長は、招へい教授の称号付与を決定したときは、埼玉大学招へい教授通知書（別紙様式3）により、部局の長を通じてその旨を本人に通知するものとする。

（施設等の使用）

第9条 招へい外国人研究者が研究に従事するため必要な諸施設・設備は、本学の教育・研究に支障のない範囲において使用させることができる。

（経費の支給）

第10条 招へい外国人研究者には、給与、渡航費及び滞在費その他の費用は、支給しない。ただし、第2条第4号に規定する外国政府の交流事業に基づく外国人研究者のうち中国政府派遣研究員及び同条第5号に規定する外国人研究者には、

渡航費、滞在費及びその他の費用の全部又は一部を支給することができる。

(受入れ承認の取消)

第 1 1 条 部局の長は、招へい外国人研究者として不相当と認めるときは、当該部局の審議機関の議を経て、受入れを取り消すことができる。

(受入れ承認の取消報告)

第 1 2 条 部局の長は、招へい外国人研究者の受入れの取り消しを決定したときは、速やかにその旨を学長に報告するものとする。

(外国在住の日本国籍を有する研究者の受入れ)

第 1 3 条 外国に引き続きおおむね10年以上在住している日本国籍を有する研究者の受入れについては、この規則に定める招へい外国人研究者に準じて取扱うことができる。

(雑則)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、招へい外国人研究者受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の適用日前に、埼玉大学招へい外国人研究者受入規程の適用を受けて許可された者については、この規程の適用を受けて許可されたものとみなす。

附 則 (平成16.10.1 16規則171)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17.1.1 16規則189)

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18.6.8 18規則113)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19.4.1 19規則33)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20.3.1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20.8.7 20規則80)

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成20.12.26 20規則117)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21.2.26 20規則128)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24.9.25 24規則34)

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25. 9. 30 25規則15）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26. 3. 28 25規則57）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3. 20 26規則92）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3. 26 元規則42）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3. 17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 3. 28 5規則74）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7. 4. 24 7規則5）

この規則は、令和7年5月1日から施行する。

別紙様式 1

招へい外国人研究者受入調書

(フリガナ) 氏 名	生年月日	(西暦)		(歳)
	国 籍			男・女
本国における 所属機関・職名				
最 終 学 歴	(西暦)	年	月卒業	学位
主 な 職 歴				
研 究 題 目 及 研 究 計 画				
研 究 期 間	令和	年	月	日から
	令和	年	月	日まで (か月)
受入教員の所属 官 職 ・ 氏 名				
旅 費 の 出 途	渡 航 費			
	滞 在 費			
実 験 ・ 非 実 験				
審議機関承認年月日	令和	年	月	日
在 留 の 資 格 ・ 期 間 (予 定)				
宿 泊 場 所				
備 考				

別紙様式 2

埼玉大 第 号
令和 年 月 日

埼玉大学長 殿

(部 局 の 長)

埼玉大学招へい教授推薦書

このことについて、下記のとおり推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

(フリガナ) 氏 名		国 籍	
付 与 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
推 薦 理 由			

別紙様式 3

埼玉大学招へい教授通知書

(氏 名)	(国 籍)
<p>埼玉大学招へい教授 (Visiting Professor of Saitama University) の</p> <p>称号を付与する</p> <p>付与の期間は令和 年 月 日までとする</p>	
<p>令和 年 月 日</p> <p>埼玉大学長</p>	